

企画公募実施要領

1. 事業名称

2025 年度関東広域観光機構 江戸街道ポータルサイト構築

2. 趣旨

この企画公募実施要領は、本事業受託事業者を選定するために実施する公募プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

3. 事業実施主体等及び事業実施方法

本事業は、一般社団法人関東広域観光機構（以下「当機構」という。）が実施主体となり、公募等の手続きを行い、民間事業者等に委託して実施する。

4. 事業概要

関東運輸局では、インバウンド回復・地域観光の活性化に向けた重点施策として、「江戸街道プロジェクト」を推進している。本プロジェクトは、東海道・中山道・甲州街道・日光街道・奥州街道の五街道や脇往還（以下「江戸街道」という。）、関連する宿場町などを舞台に、地域資源・文化資産・観光コンテンツを広域で再編集・発信することを目的としており、当機構の対象エリア（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県。以下、「当エリア」という）の今後の更なるインバウンド促進のフラッグシッププロジェクトとしての位置付けが期待される。

こうした背景のもと、当機構としても、「江戸街道」という共通の歴史文化軸を活かし、地域を横断した回遊ルート形成と情報発信を実現するためポータルサイトを立ち上げることにしたく、これまでの機構サイトのユーザーの継続使用や今後の SEO 対策などを総合的に判断し、新たなサイトを立ち上げるのではなく、現行の関東広域観光機構の英語サイトをリニューアルすることとする。

（1）広域観光ルートとしての再発見と再編集

江戸街道は、観光的にも文化的にも価値の高い歴史軸であり、各街道沿線には歴史遺産・温泉地・城郭・工芸・食文化など多様な地域資源が存在する。それらを現代的な視点で再編集し、訪日外国人にわかりやすく紹介

することが主目的となる。

（2）インバウンド促進に対応する情報提供基盤

多言語対応・モバイル対応のサイトを構築することで、訪日外国人観光客に向けた「江戸文化体験型の周遊観光ルート」を発信。交通アクセスや季節イベント、食・宿泊・体験予約との連携を促進し、地域への送客と経済波及効果を高める。

（3）自治体・観光事業者・旅行者をつなぐ観光ハブの形成

江戸街道に関わる自治体・観光協会・DMO・宿泊施設・交通事業者などが連携しやすいよう、情

報の集約・発信・共有を支援するプラットフォームとして機能させる。ポータルサイトを通じて地域連携を可視化し、相互送客の仕組みを構築する。

(4) 2027 年「GREEN×EXPO」との連携・地域誘客の拡張

2027 年に横浜市で開催される GREEN×EXPO 2027（国際園芸博覧会）は、国内外から多数の観光客を誘致する国際イベントであり、その機運を活かして江戸街道沿線への二次流動・周遊観光を強化する絶好の機会である。ポータルサイトは、EXPO の来訪者に向けて、街道観光の魅力的な選択肢を提供する機能も担う。

なお、ポータルサイトは単なる観光案内にとどまらず、以下のような課題を中長期的に検討する。

- ◆地域間の広域連携による持続可能な観光ネットワークの形成
- ◆外国人観光客の「関東周遊」定着化（東京発、街道経由、地方着）
- ◆デジタル技術を活用した観光マーケティングの高度化（AI・アンケート連携など）
- ◆地域住民・行政・企業が参加できるプラットフォームとしての展開

(5) 事業内容

本事業の詳細な事業内容は、本事業仕様書（以下、「仕様書」という。）に基づく。

(6) 事業予算額

本事業における事業費上限は 5,544,000 円（消費税及び地方消費税含む）とする。

5. 事業実施期間及びスケジュール

(1) 実施期間

契約締結から 2026 年 2 月 27 日（金）まで

(2) スケジュール

①企画提案募集開始	2025 年 9 月 29 日（月）	
②企画提案書作成等に関する質問受付期限	2025 年 10 月 2 日（木）	
③企画提案への参加申し込み期限	2025 年 10 月 7 日（火）	
④企画提案書の提出期限	2025 年 10 月 9 日（木）	
⑤企画提案書の選考結果通知	2025 年 10 月 17 日（金）	※予定
⑥業務受委託契約書締結	2025 年 10 月 20 日（月）	※予定

6. 企画手難の応募要件

(1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という）又は単独企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を満たしていること。

①当エリア内に本店又は支店等の営業所を有する次のいずれかに該当する者であること。（コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が当協議会のエリア内に本店又は支店等の営業所を有する場合は可とする。

a. 民間企業

b. 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人

c. その他の法人又は法人以外の団体等

②暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること

③提案事項を的確に実施する能力を有する者であること

④コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと

(3) 当機構が必要と判断する際に、業務打合せ等を行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

①提出された企画提案書に不備がある場合

②企画公募実施要領及び仕様書に従わない場合

③企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合

④民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

⑤審査結果に影響を与えるような工作が行われた場合

7. 企画提案書作成等に関する質問受付及び回答

(1) 受付期間

2025年9月29日（月）から同年10月2日（木）17時まで

(2) 提出方法

①企画提案書作成等に係る質問について任意の様式による「質問書」を電子メールにより提出すること。

※ 電話や口頭での質問は受付しない。

②送付先の電子メールアドレスは、以下のとおりとする。

E-mail : greatertokyo@gtto.jp （一社）関東広域観光機構 本事業担当（秋田）宛

③留意事項

- a. 「質問書」は任意の様式とするが、Word ファイル（A4 版）で提出すること。
- b. メール送付時の件名は、「本事業に関する質問」とすること。
- c. 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及びメールアドレスを記載すること。
- d. 質問について、次の内容は受付しない。
 - i. 事業の積算内容に関すること
 - ii. 評価基準に関すること
 - iii. 本事業の他提案者に係る情報等に関すること
 - iv. 質問内容として相応しくないと当機構が判断したこと

(3) 質問に対する回答

本事業担当者より、質問者（電子メールの送信元）宛てに、「回答書」を 2025 年 10 月 3 日（金）までに送付する。

8. 企画提案への参加申込み

(1) 申込期限

2025 年 10 月 7 日（火）17 時まで

(2) 申込方法

電子メールでの申し込みとする。なお、電子メール本文中に以下の事項を記載すること。

① 企業・団体名（コンソーシアムの場合、参加する全ての企業・団体名

② 担当者の役職・氏名、電話番号及びメールアドレス（コンソーシアムの場合、代表となる担当者）

(3) 申込先

第 7 項 (2)「提出方法」② と同一

9. 企画提案書の作成

(1) 提案書は、A4 版 20 ページ以内(表紙及び目次除く)とする。

(2) 作成上の留意事項

- ① 提案書の差替え及び再提出は、一切認めない。
- ② 提案書に記載すべき事項は極力具体的に示し、且つ可能な限り簡潔にすること。
- ③ 提案者が他の調査コンサルタント等の協力を得て又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、提案書にその旨を記載すること。
- ④ 企画書に盛り込む内容
 - I. 事業内容に関する具体的な企画案(項目、方法、人数等)
 - II. 事業実施体制及び作業工程
 - III. 企画提案を提出する法人に係る概要(業務実施体制図を含む)、担当者の氏名及び連絡先、国、地方公共団体、各種団体及び民間企業等における同様の業務受注実績
 - IV. 参考見積(概算及び内訳)

提案された企画案実施のために必要な経費(消費税及び地方消費税含む)について、概算額(人件費、資機材費、交通費、諸経費等の費目ごとの内訳)を提示
 - V. その他、仕様書において求める内容
- ④ 提案書は、正本並びに正本と同内容で氏名・名称ほか企画提案者を特定又は容易に推定できる情報等が認識されないよう抹消等により加工を施した副本を併せて作成すること。

10. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

2025 年 10 月 9 日(木) 17 時まで

(2) 提出方法及び内容等

- ① 提出方法は、郵送(配達記録若しくは書留郵便に限る)又は電子メール(E-mail:greater.tokyo@gtto.jp)のいずれかを選択すること。
- ② 提出内容は、以下のとおりとする。
 - a. 郵送の場合

企画提案書正本 2 部、副本 5 部。
 - b. 電子メールの場合

企画提案書正本、加工副本。なお、送付の際は、PDF ファイルで容量は 20MB 以下とすること。

11. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況の作成

- (1) 別紙「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況」に該当事項等を記入し、企画提案書と共に提出すること。
- (2) 各種認定制度で認定等を受けているものがある場合は、それを証明する書類(認定制度の写し等)を添付すること。

12. 企画提案の評価基準

別紙「企画提案書の評価基準」による。

13. 契約の締結

- (1) 選考により選定された優先契約候補者と、契約締結に係る協議を行う。
- (2) 優先契約候補者との協議が整わない場合、優先契約候補者が応募資格の要件を欠いた場合又は契約締結に係る協議が不調となった場合は、評価審査順位の次位の者から順に改めて契約締結に係る協議を行う。協議を経て決定した事業金額により、当機構と優先契約候補者との間で本事業に係る受委託契約を締結する。

14. その他注意事項等

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (2) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (3) 審査は、提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容等について説明を求めることがある。
- (4) 本事業の実施に関して、特定され契約締結した受託者の企画提案をそのまま実施することを約するものではなく、関係者間での協議を経て、決定並びに実施する。
- (5) 本事業の実施において、仕様書に明示の無い事項や情勢に応じ要請される事項等が生じた場合は、関係者間での協議を経て、必要な判断を行う。
- (6) 本業務全てを一括して又は主たる部分を第三者に委託又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断などをいう。
- (7) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、当協議会並びに本業務の連携先に帰属する。

以 上